

平成28年度予算事業「創業支援事業者支援事業」に係る募集要件のお知らせ
(※募集開始のお知らせではありません。)

平成28年2月17日
中小企業庁創業・新事業促進課

中小企業庁では、平成28年度予算事業「創業支援事業者支援事業」において、産業競争力強化法の認定を受けた創業支援事業計画に基づき、市区町村と連携して認定連携創業支援事業者^(※1)が行う創業支援の取組に対して支援を行う予定です。

この度、本補助金の申請準備の時間を有効にご利用頂けるよう、平成25年度補正予算事業及び平成26年度補正予算事業で実施した創業支援事業者向け補助金事業との主な変更点についてお知らせします。

なお、別紙の内容はあくまで現時点でのものであり、今後変更される可能性もあります。詳細につきましては、補助金事業の募集開始時（4月初旬予定）に示される補助金募集要項を必ずご確認くださいませようお願いします。

また、平成28年度予算案に盛り込まれている事業に関しては、実際の事業実施には当該予算案の国会での可決・成立が必要となります。

(※1) 認定連携創業支援事業者とは

産業競争力強化法の認定を受けた市区町村において、認定を受けた計画に沿って、当該市区町村と連携して創業支援を行う事業者を認定連携創業支援事業者と言います。

募集要件の変更点等について

1. 募集開始時期

募集開始時期は以下を予定しています。

○平成28年度予算事業：平成28年4月初旬（1ヶ月程度を予定）

2. 変更点について

平成28年度創業支援事業者支援事業では、特に創業に寄与する創業支援に重点化するため、補助対象者を以下の通りに変更致します。

【変更前の補助対象者】

○産業競争力強化法の認定を受けた創業支援事業計画に基づき、市区町村と連携して創業支援事業に取り組む認定連携創業支援事業者であり、その代表者となる法人であること。

【変更後の補助対象者】

○産業競争力強化法の認定を受けた創業支援事業計画に基づき、市区町村と連携して創業支援事業に取り組む認定連携創業支援事業者のうち代表者となる法人であり、特定創業支援事業^(※2)を行う者であること。

(注1) 上記条件を満たしていれば、特定創業支援事業に加え、当該事業の効果を高める特定創業支援事業以外の創業支援事業を補助対象事業に含めることができます。

(注2) ただし、補助事業期間が終了した時点で、代表者の特定創業支援事業実施が確認できない場合は、補助金交付の対象者から外れますので、予めご留意ください。

(※2) 特定創業支援事業とは

産業競争力強化法において、創業支援事業のうち、特に創業の促進に寄与する事業を言います。具体的には、経営、財務、人材育成、販路開拓に関する知識を全て習得できるよう支援する事業であって、創業希望者等に対して継続的に行われる事業を言います。但し、事前に認定創業支援事業計画に位置付けている必要があります。

3. その他

本補助事業は、①第1回（認定日：平成26年3月20日）から第7回（認定日：平成28年1月13日）認定で認定創業支援事業計画に位置付けられた事業、②第8回認定（平成28年5月下旬認定予定）に申請する認定創業支援事業計画に位置付けられる事業が対象となります。なお、②については、第8回の認定申請と並行して本補助事業の申請を行う事は可能ですが、法律認定がなされなかった場合は、本補助事業の申請に対する採択の対象とはなりません。

以上